

令和 7 年度  
大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集  
及び印刷製本等業務 企画提案募集要領

令和 7 年 1 月

大船渡市 企画政策部 デジタル戦略課

# 「令和7年度大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集及び印刷製本等業務」 企画提案募集要領

この募集要領は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「令和7年度大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集及び印刷製本等業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等を明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

広報紙は、本市の重要施策や課題などを始め、市民の生活に欠かせない情報を掲載しており、市民全体に行政情報を伝えるための媒体として重要な役割を果たしている。

本業務は、事業者のデザイン・レイアウト・リライトに関する専門的な技術や知識を活かし、市民の「読みやすさ」や「わかりやすさ」に配慮した紙面とするものである。

本業務の実施に当たっては、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集及び印刷製本等業務

### (2) 内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約日から令和9年3月23日（火）まで

### (4) 予算額（上限額）

29,884,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

うち 令和7年度上限額 14,942,000円

令和8年度上限額 14,942,000円

## 3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 大船渡市内に本店・支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、印刷物のデザイン・レイアウト編集及び印刷製本に精通していること。
- (3) 租税公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

#### 4 提案手続

| 内容         | 日程               |
|------------|------------------|
| 募集要領等の公表   | 令和7年1月9日（木）      |
| 質問の受付期限    | 令和7年1月16日（木）午後5時 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和7年1月20日（月）午後5時 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和7年2月7日（金）午後5時  |
| 契約候補者の決定   | 令和7年2月14日（金）     |
| 結果通知       | 令和7年2月18日（火）     |

##### (1) 提案募集の期間

- ① 募集期間 令和7年1月9日（木）から令和7年2月7日（金）午後5時まで
- ② 募集方法 本市ホームページ上に公表

##### (2) 質問の受付

- ① 期 限 令和7年1月16日（木）午後5時まで
- ② 方 法 質問書【様式1】により電子メールで受付
- ③ 連絡先 E-mail : ofu\_digi-sen@city.ofunato.iwate.jp
- ④ 回 答 随時、本市ホームページ上に公開

##### (3) 参加申込書の提出

- ① 期 限 令和7年1月20日（月）午後5時まで ※必着
- ② 提出物 （ア）参加申込書【様式2】  
（イ）参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）  
（ウ）類似した業務実績があるなど、印刷物のデザイン・レイアウト編集  
及び印刷製本に精通していることがわかる資料
- ③ 部 数 各1部
- ④ 方 法 持参により提出
- ⑤ 提出先 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地  
大船渡市企画政策部デジタル戦略課広聴広報係 宛て
- ⑥ その他 提出された（ア）から（ウ）は、受付したデジタル戦略課の職員がその場で確認し、参加申込書を持参した者に対して企画提案用見本紙作成のための素材（写真及び原稿等）を提供することとする。

##### 《参加申込書提出の留意点》

- ・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。  
なお、提案を辞退した場合においても、本市の他案件の入札には一切影響しない。
- ・1事業者当たり、提案は1件とする。

##### (4) 企画提案書の提出

- ① 期 限 令和7年2月7日（金）午後5時 ※必着
- ② 提出物 （ア）企画提案書【様式4】
  - ・企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）を参照の上、

同要領に規定する項目を作成すること。

(イ) 事業者の概要【様式5】

(ウ) 執行体制図【任意様式】

(エ) 業務実施方針【任意様式、2ページ以内】

・作成要領を参照の上「1 業務実施方針」について説明すること。

(オ) 企画提案用見本紙

・作成要領を参照の上、特集記事4ページ、お知らせ記事2ページの  
見本紙（計6ページ）を作成すること。

(カ) 見積書【任意様式】

・内訳書を添付すること。

(キ) 応募資格に係る申立書【様式6】

(ク) 定款

(ケ) 財務状況のわかる直近の書類

(コ) 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税  
公課の納税証明書等、写し可）

(サ) その他、提案企画の説明に必要な資料

③ 形 式 A4判

④ 部 数 各8部

⑤ 方 法 持参又は郵送

⑥ 提出先 企画政策部デジタル戦略課広聴広報係

⑦ その他 提出された企画提案書等は、当該審査の他に無断で使用することはない。

#### (5) 契約候補者の決定

企画提案書の内容について、企画提案選考員会で審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

#### (6) 審査基準

① 提案内容（業務実施方針、企画提案用見本紙）

・広報紙の役割（使命）を理解しているか。

【特集記事のレイアウト】

・記事の配置や見出しなど、紙面全体のバランスがとれているか。

・記事が読みやすいか。

・写真やイラスト、色づかいなどが効果的であるか。

・提供した素材について、広報紙に即した内容に適切に表現を調整できているか。

【お知らせ記事のレイアウト】

・題字やフォーマットのデザインは、わかりやすいか。

・記事がよみやすいか。

・カテゴリ別の配置など、目的の情報へたどり着きやすくするための工夫がされているか。

・提供した素材について、広報紙に即した内容に適切に表現を調整できているか。

② 業務遂行能力

- ・業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ・同種又は類似する業務を行った実績があるか。

③ 見積書

- ・提案内容に対して整合性のある見積金額になっているか。
- ・提案内容に対しての見積金額が適切であるか。

④ その他

- ・本業務の遂行に当たって有用な提案があるか。

(7) 結果通知

① 日程 令和7年2月18日（火）予定

② 方法 電子メールにて通知する。

※優先交渉権者及び次点交渉権者についてはホームページ等で公表するが、審査内容及び審査経過は公表しない。

## 5 契約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積りを行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

(4) 支払条件等

年額を月割り計算により支払うこととする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、番号利用法その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱わなければならない。

## 6 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。
  - ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
  - ・参加資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
  - ・提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合
  - ・本募集要領に違反すると認められる場合
  - ・その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、認めない。
- (4) 企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

## 7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部デジタル戦略課広聴広報係

担 当：山口、大西

電 話：0192-27-3111（内線212）

E-mail：ofu\_digi-sen@city.ofunato.iwate.jp